

シリア難民に係る物資協力の実施について

平成 25 年 12 月 10 日
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、シリア難民に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成25年度において、国際移住機関（以下「IOM」という。）に対し、現在、イラク共和国及びトルコ共和国においてシリア難民に対して行われているIOMの活動に協力するために必要な

(1)	テント	800張
(2)	給水容器	10,000個
(3)	毛布	10,000枚
(4)	スリーピングマット	10,000枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 シリア・アラブ共和国においては、2011年3月に発生した反政府デモを契機とするシリア政府当局と複数の反政府勢力との間の紛争により、これまでに約210万人がシリア難民としてイラク共和国、トルコ共和国等の周辺国に脱出している。

- 2 このような状況に対し、2013年5月、国際連合総会決議67/262号が発出され、すべての関連する国連機関並びに他のドナー及び人道関係団体に対し、シリア難民とその受入国への緊急な支援を調整して行うよう要請が行われた。国際移住機関（以下「IOM」という。）は、イラク共和国及びトルコ共和国において、シリア難民支援のための人道的な国際救援活動を実施しているが、今後、厳冬期を迎えるにあたり、救援物資の不足と相まってシリア難民の生活環境が一段と悪化し、人道的見地から看過し得ない状況となることが懸念されている。

- 3 今般、IOMから我が国政府に対し、イラク共和国及びトルコ共和国におけるシリア難民に早急に必要とされるテント、給水容器、毛布及びスリーピングマットの譲渡要請がなされたものである。